



令和8年度

業務改善助成金

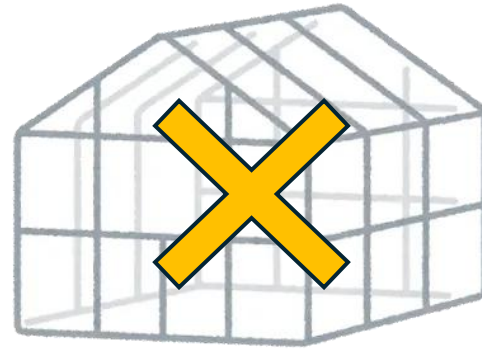
10のポイント



鳥取労働局 雇用環境・均等室

①対象となる経費について

- 助成金の対象となるのは、「生産性向上等に資する設備投資等」
- しかし、**特種用途自動車以外の自動車**、**単なる経費削減を目的とした経費**（通信費削減のためのプラン変更等）、**快適化を目的とした職場環境の改善経費**（エアコン、空調服等）、**通常の事業活動に伴う経費**（消耗品、清掃用品等）、**建築物構築のための費用**（ビニールハウス、コンテナ等）等は対象外



- （その他対象とならないものについては交付要領別紙 3 をご確認ください）

②事業主単位での申請上限は600万円まで

- 「申請及び審査は、事業場単位で行うが、同一事業主が複数の事業場において申請を行う場合には、事業主単位において、申請額の年間上限額は600万円までとする。」

(交付要領第2の6)



A会社で合わせて600万円が上限

③事業実施計画は具体的に！

- 設備投資がどういう風に「生産性向上に資する」のか、具体的な記載をお願いします
- 導入前は「何に」「どのような」問題点があるのか、導入後は「どのような」効果が「どれくらい」見込めるか

（例）「現状は、〇〇の仕事を手作業で行っているため、1回△△時間要しているが、自動化機械導入後はその時間が●時間減り、現状の2倍の量の商品を製造することができる見込み」

- 導入設備のカタログ等があれば、ご提出をお願いいたします

④「手取り額」を引き下げた場合は対象外

- 所定労働時間の短縮又は所定労働日の減少を内容とする労働契約の変更を行い、月当たりの賃金額を引き下げた場合（「所定労働時間の短縮又は所定労働日の減少が要因となり、いわゆる手取り額を引き下げた場合」）は、**交付の対象外**となります。

※詳しくは、交付要綱及び交付要領をご確認ください。

（交付要綱第4条第4項第1号ウ、交付要領第2の13）

⑤賃上げと設備投資のタイミングに注意

【事業場内最低賃金額の引上げ】

交付申請書の提出後から地域別最低賃金の改定日前日までに実施

【設備投資等】

交付決定後から、事業完了予定期日まで

（延長しない場合は、最長で交付決定の属する年度の1月31日まで）

**期間外に賃上げや設備投資等をおこなった場合、
助成金の対象外となります！**

⑥申請は余裕を持ってお早めに

申請期間	賃金引上げ期間	事業完了期限
令和8年9月1日～ 申請事業所の都道府県において適用される地域別最低賃金の発効日の前日又は同年11月30日のいずれか早い日	令和8年9月1日～ 申請事業所に適用される地域別最低賃金発効日の前日	交付決定年度の1月31日

<申請例>

	申請日	賃金引上げ日	対象
例①	令和8年度地域別最低賃金 発効日前日（同年11月30日まで）	令和8年度地域別最低賃金 発効日前日	対象！
例②	令和8年度地域別最低賃金 発効日前日（同年11月30日まで）	令和8年度地域別最低賃金 発効日当日	対象外
例③	令和8年度地域別最低賃金 発効日前日（同年12月1日以降）	令和8年度地域別最低賃金 発効日前日	対象外

⚠️注意⚠️

申請期間中に、必要な申請書類一式
をご提出いただく必要があります。

※必要な書類が揃っていない場合、
申請を受理できない場合があります。

⑦労働者全員を 新「事業場内最賃」以上に！

「引上げ労働者に該当するか（雇用保険被保険者であるか）に関わらず、引上げ前の事業場内最賃より賃金額の低い労働者がいる場合は、当該労働者の賃金額も新たな事業場内最賃まで引き上げていただく必要があります。」

（業務改善助成金Q & A問11）



雇用保険
有

（雇入れ後6月以上経過）



雇用保険
有

全員を
新しい事業場内最賃以上に！



雇用保険
無



雇用保険
無

⑧事業実施は必ず計画通りに

交付決定時の事業実施計画から、
設備投資の価格・型番・個数の変更、
事業完了予定期日の変更（延長）、
賃金引上げ日の変更 など、

計画とは異なることが発生した際は、 **変更前に** 労働局へご相談ください（変更の申請等が必要な場合があります）。

⑨支払い振込払いで

- 「経費の支出は振込払い（ポイントによる支払、ギフトカードによる支払は不可）とし、事業実績報告書に振込記録が分かる書類を添付すること。」
- 「なお、クレジットカード、小切手、約束手形（支払手形）等による支払で、交付決定の属する年度の3月31日までに口座から引き落とされていない場合は、**助成対象外**となる。」

（交付要領第13の3）

※クレジットカードや現金払いの場合でも、「経費の支出を証する書類」を提出していただく必要があります。

⑩不明点は早めにご相談を

◎業務改善助成金コールセンター

電話番号：0120-366-440

(受付時間 平日8：30～17：15)

◎鳥取労働局 雇用環境・均等室

電話番号：0857-29-1701

(受付時間 平日9：30～17：00)

業務改善助成金
(厚生労働省HP)

